

名古屋地理学会会則

・ 総 則

1. 本会は、名古屋地理学会(Nagoya Geographers Association)という。
2. 本会は、名古屋市およびその周辺地方に在住する地理学者が、地理学の進歩・普及を図ることを目的とする。
3. 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - a. 研究報告会の開催
 - b. 研究報告集の発行
 - c. 講習会・見学会などの開催
 - d. 内外学術諸団体・その他の機関との連絡
 - e. その他本学会の目的を達成するに必要な事業
4. 本会は、事務局を名古屋大学地理学教室に置く。
5. 本会則の変更は総会の決議により行う。

・ 会 員

6. 本会の会員は、本会の主旨に賛同し、所定の会費を納める者をもって構成する。
7. 本会への入会を希望する者は、所定の申込書を本会に提出し、常任委員会の承認を受けなければならない。
8. 会員で退会を希望する者は、退会届を提出しなければならない。
9. 会員は定められた会費を納めなければならない。既納の会費は返却しない。
10. 会員は、本会の行う事業に参加することができる。
11. 会員は、会則に背き、または本会の名誉を損なう行為のあった会員を、評議員会の議を経て除名することができる。

・ 総 会

12. 総会は、日時・場所を明記して、会長がこれを招集する。
13. 総会は、評議員会もしくは常任委員会が提出する議案の審議を行う。
14. 総会において出席会員の3分の2以上の同意があるときは、予め通知しない事項を議案とすることができる。ただし、会則の変更は予め通知しなければ、これを行うことができない。
15. 総会の議決は、出席会員の多数決による。可否同数のときは、議長がこれを決する。

・役員および役員会

16. 本会に次の役員をおく。
 - a. 会 長 1名,
 - b. 評議員 10名以上,
 - c. 常任委員 5名以上,
 - d. 常任委員長 1名,
 - e. 会計監査 2名。
17. 会長および会計監査は、評議員会の推薦により、総会で指名する。評議員は会員の互選による。常任委員は評議員の互選により、常任委員長は常任委員会の推薦により、それぞれ会長が総会で指名する。
18. 会長は、本会を代表する。会長に事故ある場合は、常任委員長がこれを代行する。
19. 評議員は評議員会を組織し、この会則に定めるもののほか、本会の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を審議する。評議員会の議長は会長とする。
20. 常任委員長と常任委員は常任委員会を構成して会務を行う。常任委員長は常任委員会を主宰し会務を総括する。
21. 会計監査は、本会の会費・寄付金などの決算表の監査を行う。
22. 本会の役員の任期は2年間とし、再任を妨げない。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
23. 評議員会および常任委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

・会 計

24. 本会の経費は、会費・寄付金などをもってあてる。
25. 本会の会計は、毎年総会の前に会計監査2名による監査を受けるものとする。

付則 本会則は、昭和58年9月10日より、これを実施する。

付則 本会則は、平成4年6月20日改正。

付則 本会則は、平成15年7月5日改正。